

学校施設開放事業は「学校運営に支障のない範囲」で行われるものです。学校や市の行事及び他の団体の利用状況により、必ずしも希望どおり利用できるとは限りません。

警報が発令されている等、災害発生の恐れがある場合や、災害時の避難所となる可能性がある等の場合は、利用許可を受けていても施設を利用できないことがあります。

なお、次の事項については守ってください。違反やマナーが守られていない場合は、今後の利用をお断りすることもありますので十分ご注意ください。

- 1 利用時間を守り、許可された施設以外には立ち入らないでください。
- 2 自動車の乗り入れについては、各学校の指定場所へ駐車してください。
- 3 利用許可の権利を他の団体へ譲渡することはできません。
- 4 利用者は事故、火災等の防止に努めてください、なお、利用時に発生した事故等に
伴う怪我については自己責任となりますので、スポーツ障害保険に加入する等利用者
各自で対応してください。
- 5 施設利用時の飲食は、運動場は飲食可能ですが、水、お茶、スポーツ飲料等の飲み物
を除き原則禁止です。なお、やむを得ず体育館利用に際して食事を伴う場合は、事前に
学校にご相談ください。
- 6 ごみは利用者が各自責任をもって必ず持ち帰ってください。
- 7 電気・水道の使用は節約を心がけてください。
- 8 体育館の利用後は、必ず利用前の状態にして清掃と整頓をしてください。また、窓や
出入口等の施錠と火の気を再確認してください。
- 9 学校敷地内は全面禁煙です。
- 10 施設内の器具は使用可能ではありますが、破損・紛失した場合は速やかに学校、教育
委員会に報告してください。状況によって、利用者に弁償をお願いすることがあります。
- 11 「体育館を出た後や敷地外で喫煙している時の話し声がうるさい」「車の排気音が
うるさい」等の近隣住民からの苦情が寄せられます。マナーを守り、近隣住民との
トラブルがないようにお願いします。なお、実際に近隣住民とのトラブルが発生した
場合は、利用者の責任において誠実に対応をお願いします。
- 12 その他、学校・教育委員会からの注意事項を守ってください。